

3. 期待される効果等

13年度末までの利用者は18人。

そのうち16人がその後も継続してサービスを利用し、在宅介護を行っている。また、この事業を利用したそれぞれの人に感想を聞いたところ「訪問介護サービスの利用によって介護負担が軽減できることがわかった」「在宅でもやれる期待が持てた」という声を頂きました。一方、携わったヘルパーからは「ヘルパーという言葉さえ知らない方がいるのにはびっくりした。私たちがもっと活躍しヘルパーの評判を上げたい。」「普段の業務では私たちが提供したサービスの感想を直接聞くことは少ないが、この事業を通じて直接本人に聞いたことがよかった。」という声がかけられました。

中には、事業の最終日に外に出ている兄弟にも声をかけ実演を見てもらったケースもあり、「大変さをはじめて知った」「嫁さん一人で大変だった」「私たちに協力できることは」という声も聞かれたとのことでした。

当初は介護保険で利用できるのになぜやる必要があるのかという疑問の声もありましたが、事業をやってみると、利用者には保険サービスとは違った気軽さがあることや、ヘルパー自身も自分の説明や実演によって在宅介護を理解してもらおうという仕事を通じて「責任感」「向上心」が生まれるなど、ひとつの事業を通じて期待以上の効果が生じていると思います。

また、入院後介護生活を送ることが多く、入院中の一時退院の時、在宅の訓練を行うが、現制度では、入院と介護の併用はできないことから、サービスなしで在宅介護訓練を行うことで、その大変さに在宅をあきらめる人が多いと聞き、利用対象者を入院中で退院後在宅生活を目指す人にも広げていきました。

ちなみに、介護保険における12年度～14年度の訪問介護利用者を比較すると、12年4月～3月の利用者の伸びが13%であったのに対し、13年度は30%となっています。

： 在宅介護推進事業（お試しホームヘルプサービス）実施要領

平成13年 4月16日制定

1 目的

この事業は、要援護高齢者及びその家族からの依頼により利用者宅を訪問し、在宅サービスの普及啓発やホームヘルプサービスを体験利用してもらうことで、潜在ニーズの掘り起こしを行うとともに、ホームヘルプサービスの利用意向調査を実施し、問題点等の分析を行うことを目的とする。

2 実施主体

事業主体は町とし、予め契約した指定居宅サービス該当訪問介護事業者（以下「訪問介護事業者」という。）への委託により本事業を行うものとする。

3 派遣対象者

ホームヘルプサービスの派遣対象者は、介護保険の要介護（要支援）認定申請者のいる家庭であって、ホームヘルプサービスを利用していない者とする。

4 事業内容

原則として、訪問介護事業者に登録されているホームヘルパーにより、次の事業を行う。

(1)在宅介護サービスの普及啓発

(2)ホームヘルプサービスの体験利用

ア 身体介護に関すること

イ 家事に関すること

ウ 相談に関すること

(3)ホームヘルプサービスの利用意向調査

ホームヘルプサービス利用意向調査票（様式第3号）により調査を実施する

5 派遣回数

派遣する訪問介護事業者は事前説明の中で介護者家族と相談の上、介護の必要に応じ、派遣回数を定めるものとする。なお派遣回数は1世帯につき、5回を限度とする。（但し事前調査及び利用意向調査に係る訪問は除く）

但し、1世帯に対する派遣期間は初回訪問から2週間を限度とする。

6 派遣世帯の選定等

町は、お試しホームヘルプ利用申請書（様式第1号）により利用希望者から申請があった場合、内容を審査した上、お試しホームヘルプ利用決定通知書（様式第2号）により、派遣の決定を行うものとする。

なおその際には、必要に応じ在宅介護支援センター又は居宅介護支援事業者を活用することとする。

7 事業実施報告

訪問介護事業者は事業が完了したときは、翌月の10日までにお試しホームヘルプ実施報告書（様式第4号）及びホームヘルプサービス利用意向調査票に請求書（様式第5号）を添えて町に提出するものとする。

7 費用負担等

(1)体験利用者からの利用料は徴収しないものとする。

(2)町は派遣した事業者に対し委託料を支払うものとする。

8 ホームヘルパーの選考

ホームヘルパーは、次の要件により派遣することとする。

- (1)申請者が指定した訪問介護事業者。但し申請者からの指定がない場合は、町が選定し依頼するものとする。
- (2)派遣されるヘルパーは心身ともに健康であること
- (3)介護保険に関し、理解と熱意を有すること。
- (4)ホームヘルパー養成研修（3級以上）を修了していること。
- (5)6ヶ月以上の勤務経験を有すること

9 その他

- (1)ホームヘルパーは、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行するものとする。
- (2)ホームヘルパーは、派遣対象世帯を訪問する都度、原則として本人等の確認を受けるものとする。
- (3)訪問介護事業所は、対象者の介護にあたり、必要に応じて関係する保健福祉医療の関係機関との連携をもち業務の実施にあたること。
- (4)町は、業務の適正な実施を図るため、必要に応じて委託先が行う業務の内容を調査し、必要な措置を取るものとする。
- (5)この事業を受託して実施する訪問介護事業者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

附 則

この要領は平成13年4月16日から施行する。

お試しホームヘルプ利用申請書

相良町長 松下 嘉男 様

次のとおり訪問介護推進事業の利用を申し込みます。

申請年月日： 年 月 日

申請者	氏名		本人との関係	
	住所	相良町	電話番号	

申請者が本人の場合申請者住所・電話番号は不要

被保険者	被保険者番号		性別	
	氏名		年齢	
	住所	電話番号		

希望するサービス（訪問時間は30～60分とさせていただきます）

①本人・介護者等の相談相手

②身体介護（爪切り・排泄の介助・体位変換・着替えのお手伝い・散歩のお手伝い等）

③家事援助（居室の掃除、寝具交換、等）

内容によってはご本人等の状況を確認するための事前訪問をおこなうこともあります。その場合はその旨連絡します。

希望する訪問介護事業者（希望する事業所があれば選択してください。）

（ ） ①相良ホームヘルプサービス事業所 （ ） ②スタッフ・アクタガワ

（ ） ③ナイスケア （ ） ④JAハイナンふくしサービス

（ ） ⑤アイリスケアセンター榛南 ⑥ライフサポートさふらん(聖ルカホーム)

☆この事業は訪問介護について理解を深め、今後の利用を促進することで、ご家族の介護負担の軽減をはかること。また、要介護者に介護の専門家が関わることでより快適な療養となることを目的に行っています。

◎町が申請書を受理した後、ホームヘルプ事業者に連絡し、後日事業者から訪問日時をご連絡します。

お試しホームヘルプ（在宅介護推進事業） 13年度の実績

1 事業実績

(1)利用者数	18	人
(2)延べ派遣回数	61	回
(3)派遣事業者数	5	社
(4)業務委託金額	115,740	円

2 利用後のアンケートの結果

調査の名称 ホームヘルプサービス利用意向調査

調査結果

(1)これまでホームヘルプサービスを利用していなかった理由

- ①サービスの内容がよくわからなかったから
- ②サービスが利用できることを知らなかったから
- ③介護者がいるので
- ④世間体が気になるので
- ⑤他人が家にはいることに抵抗があったから
- ⑥利用料が高いから

(2)今後も継続して利用していきたいか

- ①継続利用したい 16人
- ②わからない 2人
- ③利用したくない 0人

(3)感想

- ・ヘルパーによって介護負担が軽減できることがわかった
- ・サービスによって在宅でもやれる期待がもてた
- ・体を拭いてもらうのはとても気持ちがいいことがわかった
- ・今後もヘルパーにぜひ来てもらいたい
- ・自分一人の介護で、はげ口が無く落ち込んでいたがヘルパーと一緒に元気が出てきた
- ・ヘルパーが介護の苦勞などの話を聞いてくれるので気持ちが楽になった
- ・退院後在宅はあきらめて、施設を頼んだがもう少し在宅でできそう
- ・在宅介護とはこうしてやるのかとヘルパーを見ていて勉強になった
- ・助かるが目一杯使うと利用料の負担が大きい

3 業務終了後のヘルパーの感想

- ・ヘルパーのことが実演によって理解していただきうれしい
- ・介護してもらっている身なので家族にはいえないがヘルパーなら言えるといって話しかけてくれ、介護にはクッション代わりに第三者が入ることが大切だと感じた。
- ・ヘルパーという言葉さえ知らない方がいるのにはびっくりした。私たちがもっと

- ・ 活躍しヘルパーの評判をあげたい
- ・ ヘルパーについてわかりやすく説明する会やデモンストレーションを行って欲しい。
- ・ 普段のヘルプ業務では私たちが提供したサービスの感想を直接聞くことは少ないが、この事業で聞き取りアンケートなどを通じて直接本人に感想が聞けてよかった。
- ・ この事業を通じて、介護の方法や大変さをわかってもらおうと、最終日に外にでている兄弟の方にも集まっていただき実演を看ていただき感想をいただきました。「こんなに大変だったとは知らなかった」「いままで嫁さん一人で大変だったね」「私たちにできることは言って」という声も聞かれ、とてもよかったと思います。
- ・ 利用さえしていただければ「ぜひ継続して使いたい」といってくれる。課題はいかにしてまず使ってもらえるかである。
- ・ 普段の業務と違って、自分でやっっているながら客観的に自分を見つめることができました。自分がどうしたらいいのかでなくヘルプ業務とはどうしたら受け入れられるのかがわかってきました。

4 訪問介護利用状況

(1) その後も訪問介護を継続して在宅生活をしている人

18人中16人

(2) 訪問介護利用者の在宅介護者の変化

	12年5月	13年5月	14年5月
訪問介護利用者	81人	92人	120人
在宅介護サービス利用者	204人	285人	396人

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	熊本県	市町村名	阿蘇町
-------	-----	------	-----

記入者所属	福祉課 介護保険係	氏名	橋本紀代美
TEL	0967-32-1111	FAX	0967-32-0351
E-mail	k-hasimoto.town@aso.ne.jp		

人口(平成14年4月1日現在)	18,830人
高齢化率(平成14年4月1日現在)	27.27%

(地理的特色等)

(1) 位置

阿蘇町は、九州のほぼ中央にあり、東西13.2km、南北15.1km、総面積199.31km²である。北は外輪山を超え南小国、東は一の宮町、南は阿蘇五岳の山頂を境にして白水村・長陽村、西は大津町・旭志村・菊池市と隣接している。

(2) 気象

南九州の中心にありながら、冬は積雪もあり、年間を通じて低温で山間地特有の多雨地域である。過去5年間の平均気温は10℃で、最高気温は31.4℃、最低気温は-9.7℃、年平均気温は12.5℃で平坦地の熊本市より4.1℃低くなっている。年間降水量は2,674mmで熊本市の平均と比べ590mm多くなっている。

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	中間的ケアの実施
取り組み開始（予定）時期	平成13年3月～
<p>概要</p> <p>介護サービス利用者には、住み慣れた自宅での生活の継続という希望が強いにも関わらず現状は施設偏重である。我町でも平成14年4月1日現在で、高齢化率27%を越え認定者803名のうち施設入所者228名と施設利用の割合は大きい。その原因の一つには、入所させれば家族の負担が軽減されることや、在宅介護全体の費用（介護費・生活費）を考えた時施設サービス利用のほうがコストがかからないこと等があげられそうである。しかし施設より在宅の方が利用者のQOLを高め本人の自立や主体性が高まることは否定できない。そこで、阿蘇町では施設サービス利用者で在宅復帰を希望する方に対し、在宅生活のシュミレーションを実施することにより在宅生活に対し自信を持たせると共に復帰後の問題等を確認し在宅プランの検討を行う中間的ケアの実施に取り組み始めたところである。</p> <p>中間的ケアの内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、希望者のニーズ調査及び在宅保健福祉サービス・介護保険サービスの把握 2、関係者（機関）とのケース検討会 3、在宅生活体験モデル実施 4、サービスの評価検討会 5、状況把握訪問 <p>関係スタッフ：施設職員・社会福祉協議会職員・在宅介護支援センター職員・ボランティアスタッフ・町関係課職員</p>	

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

施設サービス(特に介護老人保健施設)において、入所日数が長くなり介護保険施行当初は、8ヶ月程であった平均在所日数も現在では、1年を越えるような状況である。また、待機者も多くなり、待ち期間が長くなっている。このため、「退所したら必要な時入所できないのではないか?」「退所しても自宅で生活できるだろうか?」という本人や家族の不安等から、退所を決断できないような事例が数多く見られる。

そこで、「在宅の体験はできないのか?」という施設スタッフの言葉から、今回の中間的なケアの実施を検討した。もちろん財源的な裏づけはないので、施設のスタッフやボランティアスタッフ・在宅介護支援センター・町の関係職員等によるケアチームは無償(ボランティア)により運営している。

3. 期待される効果等

- ・ 対象者に在宅生活の喜びを感じさせることができる。
- ・ 在宅生活に移行したときに生ずる様々な問題点等が確認できる。
- ・ 問題・課題の対応策が検討できれば、本人が在宅生活に対し自信が持てる。
- ・ 試行の段階で、問題が多ければ、退所予定を延期し施設プランを見直していく中で、在宅復帰できる条件整備を行っていく事が可能である。
- ・ 関係機関との連携の推進が図られる。
- ・ 在宅マネジメントに対する認識が深められ、在宅復帰の推進が図られる。

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	東京都	市町村名	台東区
-------	-----	------	-----

記入者所属	保健福祉部介護保険課	氏名	宗川 聖孝
TEL	03-5246-1257	FAX	03-5246-1229
E-mail	kaigo@city.taito.tokyo.jp		

人口 (平成14年4月1日現在)	154,573 人
高齢化率 (平成14年4月1日現在)	22.61%

(地理的特色等)

- ① 東京都の中央部に位置し、いわゆる下町地域に属する。
- ②人口は、平成11年を境に下げ止まり、マンションの建設等社会的な要因から微増傾向に転じている。但し、高齢者人口については、総人口のフローとは符合せず、一貫して、増加傾向にあり、年少者人口も一貫して、減少傾向にある。
- ③高齢者のアウトラインは、平成14年4月現在で、13%を超える方が介護認定を受け、介護サービス以外の保健福祉サービスの利用者は1割程度となっている。
- ④ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯は増加しており、ひとり暮らし高齢者が1万人弱と予測されている。
- ⑤住宅は、従来、小規模戸建て住宅や店舗兼用の小規模建物が多く見られたが、最近では、マンション等の需要が増している。
- ⑥上野や浅草など比較的に規模の大きい商業地域がある一方、アメ横や合羽橋道具街、浅草橋の人形街や蔵前地区の間屋街など、特色ある専門商店街も形成している。
- ⑦産業構造的には、皮革産業など家族従事者を中心とする製造業や江戸以来の伝統産業、寺町の谷中や上野、浅草を中心に観光産業等が混在する比較的に中小企業の多いまちとなっている

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	① 高齢者メールサービス ② 携帯端末を活用した情報提供
取り組み開始（予定）時期	① 平成13年4月～ ② 平成15年4月～
<p>（概要）</p> <p>①高齢者メールサービス</p> <p>区が主催する高齢者向けの催しものなどの情報を、月2回インターネットメールにより配信している。現在約100名が利用している。</p> <p>なお、登録制（区のホームページ上で登録できる）</p> <p>②携帯端末を活用した情報提供</p> <p>適切なケアプランの作成を目的に、ケアマネジャーが訪問先でも、サービス提供事業者に関する情報やサービスの空き状況等を把握できるよう携帯端末での情報提供システムを構築する。</p>	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料（要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他）があれば、添付して下さい。

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

①高齢者メールサービス

元気な高齢者の社会参加・交流の促進が求められているが、これらの「機会」と「場」が充分とは言えない。一方、ひとり暮らし高齢者が増える中、地域社会との接点を見出すことが困難な高齢者もいることから、接点となる媒体が必要となっている。

②携帯端末を活用した情報提供

ケアマネジャーが適切なケアプランを作成するためには、サービス提供事業者との十分な連携が求められているが、ケアマネジャーがケアプラン作成の現場で、十分な情報を得ているわけではなく、これの支援が必要となっている。

3. 期待される効果等

①高齢者メールサービス

元気な高齢者の社会参加が促進され、新たな交流の「機会」「場」の創出が期待される。また、ひとり暮らし高齢者に対する社会との接点の一助となることも期待される。

②携帯端末を活用した情報提供

適切なケアプラン作成の一助となることが期待できる。また、ケアマネジャーとサービス提供事業者の連携促進も副次的に期待でき、もって、サービス利用者の選択権の保障に資することも期待できる。

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	愛知県	市町村名	春日井市
-------	-----	------	------

記入者所属	健康福祉部介護保険課	氏名	石黒直樹
TEL	0568-85-6182	FAX	0568-84-5764
E-mail	kaigo@city.kasugai.aichi.jp		

人口(平成14年4月1日現在)	293,669人
高齢化率(平成14年4月1日現在)	13.56%

(地理的特色等)

本市は、愛知県の西北部に位置し、東西16.0km、南北13.5km、面積92.71km²で、東は、愛知高原国定公園に指定されている緑深い丘陵地帯、南を庄内川に縁取られた自然豊かな都市である。

交通については、国道19号線、155号線、302号線や東名高速道路、東名阪自動車道などの主要道路が整備されているほか、鉄道網は、市内に5駅を擁するJR中央線が東西に縦貫し、勝川駅から枇杷島方面に延びる城北線、高蔵寺駅から岡崎駅を結ぶ愛知環状鉄道、市内西北部には名鉄小牧線が整備されている。

歴史のみれば、石器その他の出土品により、先史時代からこの地に人々が居住していたと思われ、市内には、二子山古墳、高見堂古墳など多くの古墳が残存し、日本武尊にゆかりのある地名、伝説が多くある。また、小野道風生誕の地として文化施策「書のまち春日井」の発信に努めており、道風の偉業をたたえた「道風記念館」は、郷土が誇る書聖をしのことのできる。

市制の施行は、昭和18年6月1日で、勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4町村が合併し、鳥居松工場、鷹来工場を擁する軍需産業都市として誕生した。昭和25年からは、製紙会社の誘致を機に内陸工業都市として歩み始めた。昭和33年1月には、新市町村建設促進法に基づき、高蔵寺町、坂下町と合併し、人口7万人余の都市となり、昭和30年代後半に入り、土地区画整理事業の推進、高蔵寺ニュータウンの建設が始まり、この頃から、住宅都市としての性格が強まってきた。このため、良好な居住環境の形成に重点を置いた町づくりを進め、現在、人口29万人を擁する中部圏の中核都市として、着実に前進を続けている。

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	介護保険情報インターネット検索システム「かすがい・かいごねっと」
取り組み開始（予定）時期	平成12年8月30日
<p>（概要） 本市は、全国に先駆け介護保険の事業者情報やサービスの予約情報などに関するホームページを作成した。 このホームページは、サービス事業者自らがサービス提供事業所情報並びにサービスの予約状況について、パソコン及びweb対応携帯電話（携帯端末）を使って情報を提供する仕組みになっているため、最新の情報をリアルタイムで確認することができる。 事業所情報や予約状況などを確認しようとする者は、サービスの種類や事業所の地域、また利用したい日時など、希望する条件を入力するだけですぐに必要な情報を検索することができる。この検索は、パソコンだけからではなく、web対応の携帯電話からもできるので、いつでもどこでも簡単に必要な情報を得ることができる。 また、介護保険に関連する情報の提供や各種申請用紙のダウンロード機能なども整備されている。</p> <p>1 介護保険関連情報 ア 厚生労働省の介護保険情報提供 イ 愛知県の介護保険情報提供 ウ 春日井市の介護保険情報提供</p> <p>2 サービス事業所検索 介護事業所の概要などの検索</p> <p>3 サービス予約状況 介護事業所の予約状況の検索</p> <p>4 申請用紙ダウンロード 介護保険制度に関する各種申請用紙をダウンロード</p> <p>アドレスは、次のとおり。 パソコン用 http://kaigo.city.kasugai.aichi.jp iモード用 { HYPERLINK "http://kaigo.city.kasugai.aichi.jp" }/i j-sky用 http://kaigo.city.kasugai.aichi.jp/j ez-web用 { HYPERLINK "http://kaigo.city.kasugai.aichi.jp/ez" }</p>	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料（要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他）があれば、添付して下さい。

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

介護保険制度の施行直前である平成11年度後半から、サービスの利用に関してサービス事業所の情報提供を求める市民の声が大きくなった。

本市では、この声に応えるため、サービス事業所の名称、住所、電話番号を一覧にした「介護サービス事業者のしおり」(冊子)を作成し、要介護認定申請時等に交付した。

その後、事業所の利用者定員や地図、職員の人数や職種、またサービスの特徴など、より詳細な情報が欲しいとの要望があり、同時に冊子を見て利用の申し込みをしても、すでに利用者が一杯で利用できない場合があるのでサービスの空き情報(予約状況)を知りたいとの声が出てきたため、詳細な事業所情報や日々変化する空き情報を提供することとし、この情報提供の要件である即時性を満足させるためにはインターネットの利用が最善であるとして、介護保険情報インターネット検索システム「かすがい・かいごねっと」を構築した。

3. 期待される効果等

このシステムにより確認できる事業所の情報は、利用者定員や職員構成などのハード的な面のみならず、サービスの提供にあたってどのような事を心がけているかなどのセールスポイントも記載されているため、サービス利用者が、自分の要望に沿った事業所を簡単に探し出すことができ、またあらかじめサービスの空き情報が確認できるため、効率的にサービスが利用できることとなる。

また、このシステムは、市に登録をした事業所のみがホームページに掲載できる仕組みになっているため、市から登録事業所への指導が徹底でき、このホームページの生命線である最新情報の維持が確実となっている。

なお、平成13年11月からは、このホームページに掲載された情報を1事業所1ページにした冊子「介護サービス事業所ガイド」(A4判約150ページ)を作成し、3か月から4か月ごとに内容を更新してサービス利用者に交付している。

さらに、本年度においては、このシステムを一層使いやすいものとするため、簡易な介護サービス計画を作成して利用料(自己負担額)を算定したり、状況を入力することにより被保険者自身の介護保険料がいくらになるかをシュミレーションすることができるようシステムのバージョンアップを予定している。